



会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06(6226)1165(代)
<https://yuipartners.jp>

あけまして
おめでとう
ございます



1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 10日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント スマホ申告が更に便利に

令和2年分申告では100万人以上が利用したスマートフォンによる確定申告。令和3年分からは、上場株式等に係る繰越損失等の申告ができるほか、カメラで源泉徴収票を読み取れば記載された金額等を国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」へ自動反映できるようになるなど更に便利になっています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月11日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

税制優遇措置あり 小規模 企業共済 を有効活用しよう

国の機関である中小企業
基盤整備機構が運営する小
規模企業共済制度は、小規
模企業の経営者や役員、個
人事業主などのための、積
立てによる退職金制度です。
令和3年3月現在、全国
で約153万人が加入して
います。
今回は、廃業や退職時の
生活資金としても役立つ同
制度の概要、税務処理等
における取扱いについて見て
いきます。

▲制度の概要

- 1 加入資格（主なもの）
建設業、製造業、運輸業、
サービス業（宿泊業・娯楽業
に限る）、不動産業、農業な
どの場合には、常時使用する従
業員の数が20人以下の個人事
業主又は会社等の役員
 - ② 商業（卸売業・小売業）、
サービス業（宿泊業・娯楽業
を除く）の場合は、常時使用
する従業員の数が5人以下の
個人事業主又は会社等の役員
事業に従事する組合員の数
 - ③ 20人以下の企業組合の役
員、常時使用する従業員の数
が20人以下の協業組合の役員
 - ④ 前記①と②に該当する個人
事業主が営む事業の経営に携
わる共同経営者（個人事業主
1人につき2人まで）
- 2 掛金
掛金は月額、1000円から
7万円までの範囲内（500円
単位）で自由に選択でき、一度
掛け金を決めても増額又は減額
も可能です。また、前納すると
一定割合の前納減額金を受取る
こともできます。

3 共済金（解約手当金）
契約者の立場や請求事由によ
り受取る共済金は種類が異な
り、個人事業主の場合、法人の
役員の場合には右表のとおりです
（共同経営者の場合は省略）。
なお、掛金納付月数が6か月
未満の場合は、「共済金A」、「共

	個人事業主の場合	法人（株式会社など）の役員の場合
共済金等の種類	請求事由	請求事由
共済金A	①個人事業を廃業の場合 （※1）（※2） ②共済契約者の死亡の場合	法人の解散の場合
共済金B	老齢給付（65歳以上で180か月 以上掛金を払い込んだ方）	①病気、怪我により、または65歳 以上で役員を退任した場合（※4） ②共済契約者の死亡の場合 ③老齢給付（65歳以上で180か 月以上掛金を払い込んだ方）
準共済金	個人事業を法人成りした結果、 加入資格がなくなったため、解 約した場合（※3）	法人の解散、病気、怪我以外の 理由の場合、または65歳未満で 役員退任の場合
解約 手当金	①任意解約 ②機構解約（掛金を12か月以上 滞納した場合） ③個人事業を法人成りした結果、 加入資格はなくなりましたが、解約 をした場合（※3）	①任意解約 ②機構解約（掛金を12か月以上 滞納した場合）

- ※1 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件です。
※2 平成28年3月以前に、配偶者または子へ事業の全部を譲渡したときは、「準共済金」です。
※3 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、「共済金A」となります。
※4 平成28年3月以前に、病気または怪我以外の理由による退任をしたときは、「準共済金」となります。

済金B」が、12か月未満の場合
は、「準共済金」と「解約手当金」
は支払われず、また20年未満の
任意解約では、「解約手当金」
が掛金合計額を下回ります。
共済金等の受取方法は、「一括
受取り」や「分割受取り」のほ
か、「一括受取りと分割受取り

の併用」の3種類があります。ただし、「分割受取り」と「一括受取りと分割受取りの併用」を希望する場合は、請求事由が共済契約者の死亡でないこと等の要件を満たす必要があります。

4 貸付制度

制度に加入すると、掛金から算定した貸付限度額の範囲内で、①一般貸付け、②緊急経営安定貸付け、③傷病災害時貸付け、④福祉対応貸付け、⑤創業転業時・新規事業展開等貸付け、⑥事業承継貸付け、⑦廃業準備貸付けといった貸付制度が受けられます。

▲ 税務上の取扱い

同制度における掛金支払時及び共済金・解約手当金受取時の税務上の優遇措置は大きなメリットとなります。

1 掛金支払時

掛金全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象となる所得から控除できます。また1年以内の前納掛金も同様に控除できます。なお、掛金は共済契約者自身が払い込むことになるため、法人の損金や個人

の事業所得等の必要経費に算入することはできません。

掛金の全額所得控除による節税額は左表のとおりです。

2 共済金・解約手当金受取時

受け取る際の年齢や、一括又は分割などの受取方法などで税

課税される所得金額	加入前の税額 (円)		加入後の節税額 (円)		
	所得税	住民税	掛金月額1万	掛金月額3万	掛金月額7万
200万円	104,600	205,000	20,700	56,900	129,400
400万円	380,300	405,000	36,500	109,500	241,300
600万円	788,700	605,000	36,500	109,500	255,600
800万円	1,229,200	805,000	40,100	120,500	281,200
1,000万円	1,801,000	1,005,000	52,400	157,300	367,000

※ 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から基礎控除・扶養控除等を控除した額で課税対象となる額をいいます。税額は、平成29年4月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円として計算。

法上の取扱いが、「退職所得」、「公的年金等の雑所得」、「みなし相続財産」、「一時所得」に分かれますので注意が必要です（下表参照）。

(1) 退職所得

原則、収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額を求め、その額に2分の1を乗じた額が所得税の課税対象となります。他の所得とは合算せず切り離して税額を計算します。

(2) 公的年金等の雑所得

収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額が所得税の課税対象となります。

(3) みなし相続財産

民法上の相続財産ではありませんが、相続で取得したものとみなして相続税の課税対象となります。相続人が取得した場合、500万円×法定相続人の数の非課税限度額があります。

(4) 一時所得

収入金額から、その収入を得るために支出した金額及び特別控除額（最高50万円）を差し引いた後の金額を求め、その額に2分の1を乗じた額が所得税の課税対象となります。

受取方法	税法上の扱い
共済金または準共済金を一括で受け取る場合	退職所得扱い
共済金を分割で受け取る場合	公的年金等の雑所得扱い
共済金を一括・分割併用で受け取る場合	(一括分) 退職所得扱い (分割分) 公的年金等の雑所得扱い
遺族が共済金を受け取る場合（死亡退職金）	(相続税法上) みなし相続財産
65歳以上の方が任意解約をするまたは65歳以上の共同経営者が任意退任をする場合	退職所得扱い
65歳未満の方が任意解約をするまたは65歳未満の共同経営者が任意退任をする場合	一時所得扱い
12か月以上の掛金の未払いによる解約（機構解約）で解約手当金を受け取る場合	一時所得扱い

制度の詳細は、中小機構HPをご覧ください。

【参考資料】
中小機構HP



去年は、大変お世話になり、
ありがとうございました。
本年もどうぞ宜しくお願い致します。

昨年1月にゆいパートナーズを発足して1年が経過しました。日々業務に追われていた印象ですが、振り返るとあっという間の1年間でした。前所長が大切にしてきた方針を守ることは勿論、微力ながらも前進できた年だったと思います。今後も皆様の事業の発展と共に弊所も成長していけるよう、心新たに、ご支援に取り組んで参ります。

昨年も一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行がありました。緊急事態宣言の発表・解除の繰り返しで、事業・生活環境が変化した方も多いかと思えます。国の政策として給付金・制度融資等が行われましたが、十分な補填にならない場合もあったかと思えます。1日でも早くこの事態が収束することを祈るばかりです。

税務的な話題としては、消費税のインボイス制度が令和3年10月から申請の受付が開始したことです。令和5年10月から適用開始予定になっており、インボイス制度の導入により、これまで消費税の納税が必要なかった事業者も納税の可能性が発生します。これにより、国が事業者課税の強化を図っていることが見て取れます。経済の状況に応じて、税法の改正等も行われていきます。今後も、適切な情報提供及びそれに伴う対策等を皆様に発信する事が弊所の役割と考えております。

今後も皆様の想いを結べる架け橋となれるように尽力していきたく思います。改めまして、本年もどうぞ宜しくお願い致します。



代表税理士 大井智志